

健 第 603 号  
令和 6 年 8 月 19 日

市 町 村 長 様  
地域振興局健康福祉(環境)部長 様  
新潟県医師会長 様  
医療機関の長 様

新潟県福祉保健部長

新潟県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法治療費助成事業  
実施要綱の一部改正について（通知）

標記について、下記のとおり一部改正しましたので通知します。

記

1 主な改正点（詳細は新旧対照表参照）

（1）助成対象者の要件

① 妊孕性温存療法

胚（受精卵）凍結に係る治療について、対象者に事実婚の関係にある者も追加

② 温存後生殖補助医療

夫婦ともに妊孕性温存療法による治療を受けた場合、温存後生殖補助医療の助成対象者は夫婦どちらか一方のみとなることを明記

（2）指定医療機関の要件

指定要件のうち、日本産科婦人科学会による承認の猶予に係る特例を廃止

（3）実施方法に情報提供を追加

- ・ 国または日本がん・生殖医療学会から助成実績の照会があった場合、必要に応じて情報提供することを明記
- ・ 県及び医療機関において、上記情報提供等を通じ、都道府県がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築に努めることを明記

（4）その他文言・様式の整理

2 適用日

令和 6 年 4 月 1 日

担当：健康づくり支援課 成人保健係 石黒、水落  
電話：025-280-5199 FAX：025-285-8757  
E-mail：ngt040240@pref.niigata.lg.jp